

12月2日以降の健康保険証について

問合せ 国保年金課国保係 ☎内線 3134、国保年金課医療年金係 ☎内線 3132

法令の改正により、12月2日以降、現行の保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証（保険証利用登録されたマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行します。12月1日時点でお手元にある国民健康保険被保険者証・後期高齢者医療被保険者証は、12月2日以降も、保険証に記載されている有効期限（最長で来年7月31日）まで、引き続き使用できます。

12月2日以降の新規発行・再発行などは、マイナ保険証の保有の有無により、「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を発行します。

沼田市国民健康保険の加入者で

マイナ保険証を持っている人

「資格情報のお知らせ」を交付します。医療機関などによっては、マイナ保険証を使用できない場合がありますが、マイナ保険証と「資格情報のお知らせ」を提示することで、受診できます。

マイナ保険証を持っていない人

マイナ保険証を持っていない、またはマイナンバーカードを持っていても保険証の利用登録をしていない人が、保険診療を受けられるように、従来の保険証に代わる「資格確認書」を交付します。

「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」を交付する時期

すでに加入している人

→ お手元にある保険証の有効期限が切れるまでに交付

12月2日以降、新たに加入する人など

→ 新たに国民健康保険に加入したときに交付

→ 資格情報（氏名、住所、負担割合など）の変更が生じたときに交付

12月2日以降に70歳を迎える人

→ 誕生日（1日生まれの人は、誕生日の前月）の中ごろに交付

※券面に一部負担割合が記載されています

..... 医療機関などで提示するもの

現行の保険証に記載されている有効期限まで

マイナ保険証または国民健康保険被保険者証

有効期限経過後

マイナ保険証またはマイナ保険証を使用できない医療機関などの場合は、マイナ保険証と資格情報のお知らせ

**注
意**

資格情報のお知らせだけでは医療機関などを受診することができません。医療機関などを受診するときは、マイナ保険証を利用してください。

..... 医療機関などで提示するもの

現行の保険証に記載されている有効期限まで

国民健康保険被保険者証

有効期限経過後

資格確認書



「マイナ保険証」「資格確認書」について、詳しくはこちらをご覧ください

（政府広報オンライン）



後期高齢者医療制度（75歳年齢到達）の加入者

マイナ保険証を基本とする仕組みへの円滑な移行に向けて、デジタルとアナログの併用期間を確保するために、暫定的な運用として、被保険者証を廃止後、次回の更新（来年7月31日）までは、マイナ保険証の保有の有無に関わらず、「資格確認書」を交付します。

その他の健康保険証（勤務先の健康保険、他市町村の国民健康保険など）については、持っている健康保険証の保険者にお問い合わせください。